



鳥取県公報

令和5年9月19日(火)
号外第78号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (40) (環境立県推進課) 3
-------	---

公布された規則のあらまし

◇鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

大気汚染防止法施行規則等の一部が改正され、建築物等の解体等工事の元請業者等が行う事前調査について、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者が行うこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 建築物等の解体等工事の元請業者等が行う事前調査は、次に掲げる者（建築物に係る調査にあつては、大気汚染防止法施行規則に規定する者）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。

ア 建築士

イ 建築施工管理の技術検定に合格した者

ウ 石綿作業主任者技能講習を修了した者

エ アスベスト診断士のうち一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの（令和5年9月30日以前に登録されたものに限る。）

オ 一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者

カ 工作物石綿事前調査者

(2) 解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら設計図書その他の書面及び目視による事前調査を行うことができることとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、令和5年10月1日とする。

規 則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(建築物の所有者等が行う調査等)</p> <p>第6条 条例第5条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、特定建築物のうち多数の者が使用し、又は利用する部分（以下「共用部分」という。）において、大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置のために使用されている吹付け石綿が飛散するおそれのないことが明らかな場合は、<u>次条第1項第1号から第5号までに掲げる者の目視の方法</u>によることができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2の規定による調査（以下この条及び次条において「調査」という。）は、次に掲げる者（<u>建築物に係る調査にあつては、大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号本文に規定する者</u>）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 一般社団法人JATI協会が認定したアスベスト診断士のうち<u>一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの（令和5年9月30日以前に登録されたものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程</u>（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者及び同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者</p>	<p>(建築物の所有者等が行う調査等)</p> <p>第6条 条例第5条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、特定建築物のうち多数の者が使用し、又は利用する部分（以下「共用部分」という。）において、大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法その他知事が適切と認める方法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置のために使用されている吹付け石綿が飛散するおそれのないことが明らかな場合は、<u>次条第1項第1号に掲げる者の目視の方法</u>によることができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(事前調査)</p> <p>第6条の2 条例第6条の2の規定による調査（以下この条及び次条において「調査」という。）は、次に掲げる者（<u>調査に係る建築物が一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部以外である場合にあっては、第5号に掲げる者のうち一户建て等石綿含有建材調査者を除く。</u>）が、設計図書その他の書面及び目視により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 一般社団法人JATI協会が認定したアスベスト診断士のうち<u>日本アスベスト調査診断協会に登録されているもの</u></p> <p>(5) <u>建築物石綿含有建材調査者講習登録規程</u>（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、<u>同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第4項に規定する一户建て等石綿含有建材調査者</u></p>

<p>(6) <u>建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程</u> <u>第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら設計図書その他の書面及び目視による調査を行うことができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>
--	-------------------------------------

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。